

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 6月 8日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：23件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	制御棒駆動水圧系の流量安定化弁の下流側ドレン弁の出口側配管用閉止栓が外れていたため、閉止栓を取付	D	
2	1号機	タービン建屋地階の原子炉給水ポンプエリア用局所空調機のドレン受皿に腐食が認められたため、当該ドレン受皿を点検・修理	D	
3	2号機	主蒸気逃し安全弁駆動部の点検において、制御ケーブル用フレキシブル電線管の原子炉格納容器貫通部の接続箇所損傷が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	2号機	高圧注水系復水ポンプ出口側ドレン弁等（2台）用駆動部の点検において、ベント孔よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
5	2号機	タービン主要弁スイッチボックス内外ケーブル端子部の点検において、タービン蒸気加減弁等（7台）用のケーブル端子部に芯線の露出が認められたため、当該部を修理	D	
6	2号機	循環水系主復水器逆洗弁（6台）の点検において、弁体ライニング部に損傷が認められたため、当該ライニングを修理	D	
7	2号機	取水設備バー回転式スクリーン（F）の点検において、バースクリーン取付用ボルトに腐食が認められたため、当該ボルト及び当該部のスクリーン部材を交換	D	
8	2号機	原子炉圧力容器フランジ表面温度検出器（3台）の点検において、原子炉ウェル底部貫通部シール用キャップ部（3箇所中、2箇所）より水のリーク（にじみ）が認められたため、当該検出器（全3台）部を交換	D	
9	2号機	プロセス放射線モニタ系タービン衛帯蒸気モニタ用電磁弁の点検において、サンプリング装置入口弁等（2台）の制御用電磁弁コイル部より異音が認められたため、当該部を修理	D	
10	2号機	補機冷却系海水ポンプ（B）の点検において、当該ポンプ駆動用電動機の冷却水配管及び流量監視用覗き窓（ガラス製）に腐食が認められたため、当該配管及び流量監視用覗き窓を交換	D	
11	2号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ（4台）の点検において、シャフトに変形（たわみ）が認められたため、当該シャフト（全4本）を交換	D	
12	2号機	廃棄物処理系廃液サンプルタンク（A、B）用レベル記録計の記録用紙詰まりの手直し作業中、記録用紙押さえを折損させたため、当該部品を交換	D	
13	3号機	復水脱塩装置遠方操作監視モニタ装置（2系統中、1系統）に映像不良が認められたため、当該モニタ装置を点検・修理	D	
14	3号機	送電線過負荷検出継電器盤の定例試験において、警報用ブザーに鳴動不良が発生したため、当該ブザー回路を点検・修理	D	
15	4号機	原子炉建屋3階に設置されているジブクレーンの月例点検において、高速巻上げ・巻下げ操作時に、当該クレーンの停止が認められたため、当該クレーンの制御装置を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	5号機	タービン建屋ペーシング室内換気空調用冷凍機(B)に冷媒抜けの可能性が認められたため、当該冷凍機を点検・修理及び冷媒を補充	D	
17	6号機	気体廃棄物処理系排ガスフィルタの点検において、コンクリートハッチの復旧に使用した200トンクレーンの重量支持台設置箇所(屋外の道路上)のアスファルト舗装面に損傷(凹み)が認められたため、当該舗装面を補修及び対応検討	C	
18	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット設備建屋の換気空調系空調機(B)のファンベルトカバーに作業員が接触し、当該カバーの振動抑制用金属棒が脱落し、ファンベルト(6本中、1本)が外れたため、当該部を修理	D	
19	6号機	制御棒駆動水圧制御機構のエアイベント作業中にベント用ホースが破損し、水のリーク(約1リットル、汚染なし)が認められたため、当該ホースを交換	D	
20	集中環境施設	純水供給系の流量積算計出口側ベント弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
21	集中環境施設	高温焼却炉設備換気空調系燃焼空気供給ファン室空調機用冷却装置のドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
22	集中環境施設	濃縮洗濯廃液乾燥機用復水器のUシールドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
23	その他	発電所構内の不用品置場(屋外)のフェンス金網に一部破損が認められたため、当該金網を修理	対象外	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで